



薬発第930号

昭和61年11月1日

各都道府県知事殿

厚生省薬務局長

医療用医薬品再評価に關し資料提出を必要
とする有効成分等の範囲についてーその3

今般、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の3（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定する等の件を別添昭和61年11月1日厚生省告示第200号をもって公示したので、その取扱いについては下記の諸点に御留意のうえ、貴管下関係各業者に周知徹底を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮を煩わせたい。

記

1 再評価を受けるべき医薬品の範囲

医療用医薬品のうち、次に掲げる成分を有効成分として含有する製剤。（ただし、薬事法第14条の2第1項の規定により当該医薬品について再審査を受けなければならない用法、用量、效能、効果等並びに昭和48年1月16日薬発第43号薬務局長通知及び昭和52年1月17日薬発第40号薬務局長通知に基づき

再評価申請を行った用法、用量、効能、効果等を除く。)

(1) 医療用単味剤

- 1) アスピリン（マイクロカプセル製剤に限る。）
- 2) アセトアミノフェン（坐剤に限る。）
- 3) アルクロフェナック
- 4) イブプロフェン
- 5) インドメタシン（徐放性製剤に限る。）
- 6) 塩酸チアラミド
- 7) 塩酸チノリジン
- 8) 塩酸トラマドール
- 9) クエン酸ベリソキサール
- 10) ケトフェニルブタゾン
- 11) ケトプロフェン
- 12) ジクロフェナクナトリウム
- 13) スルビリン（坐剤に限る。）
- 14) トルメチソナトリウム
- 15) ナブロキセン
- 16) フェンブフェン
- 17) フルフェナム酸アルミニウム
- 18) フルルビプロフェン
- 19) プロチジン酸
- 20) メチアジン酸
- 21) メビリゾール
- 22) メフェナム酸

(2) 医療用配合剤

サリチル酸ナトリウム・コンドロイチン硫酸ナトリウム配合剤

2 提出すべき資料

提出すべき資料等については昭和60年1月7日薬発第4号薬務局長通知による。

3 提出期限

昭和62年3月1日

4 その他

1に掲げる医薬品のうち、再評価申請を行わない品目については、速やかに製造（輸入）承認の整理届を提出させること。

○厚生大臣長崎：（四四四）

薬事法（昭和三十五年法律第二百五十九号）第十回の二兼一項（同法第111条による）に於ては、医薬品の範囲を規定したもので、同項及び第十回の二兼二項（同法第111条による）の規定に據り、本議會が取扱う医療用医薬品の範囲を指定したのである。同項及び第十回の二兼二項（同法第111条による）の規定に據り、本議會が取扱う医療用医薬品の範囲、規定する医薬品及びその規制を次のとおりとする。

昭和六十一年十一月一日

厚生大臣 廣瀬 十郎

一 医療用の範囲

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第十回第一項第一項（同法第111条による）に規定する医療用医薬品のうち、次に掲げる成分を有効成分として命ずる医薬品

- (1) アスピリン（マイクロカーボセル製造品を除く。）
- (2) アセトアミノホン（坐薬に限る。）
- (3) アルクロフェナック
- (4) イブプロフェン
- (5) インドメタシン（徐放性製剤に限る。）

塩酸チアラミド

塩酸チノリジン

塩酸トリマドール

クエン酸ペリソキサール

ケトフニルアタゾン

ケトプロフェン

ジクロフェナクナトリウム

スルビリン(坐剤に限る。)

トルメテンナトリウム

ナプロキセン

フロシアフエニ

フルフェナム酸アルミニウム

フルルビアロフェン

ブロチジン酸

メチアジン酸

メビリゾール

(21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6)

(22) メフロナム酸

(23) サリチル酸ナトリウム及びパンドロイチン硫酸ナトリウム

一 捷田ゆく資料

薬物法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十八条の二(第一項第一号に掲げる資料。ただし、医師が上記の規則に定める範囲内の医薬品の製造を許す場合に該当する場合は、医師の資格を有する者に由来するものに限る。)に規定する捷田ゆく資料に該当しない。

二 捷田類似

昭和六十二年三月一日

(裏表)